

ガラスハウス利活用事業 実施方針の概要

実施方針の概要

・事業の趣旨

ガラスハウスの特徴的な外観を残したまま、レジャープールという枠に捉われない、民間事業者の自由な発想によるビジネスモデルを導入し、独立採算による運営への転換を図るものです。

・事業のコンセプト

- ①新たな集客を呼び込むコンテンツの開発
- ②まちの賑わいづくり
- ③まちの魅力発信
- ④域内消費及び地域雇用の拡大
- ⑤収益性の高いビジネスモデルの構築

・事業の方式

ROとコンセッションを組み合わせたPFI方式により、事業者の企画提案に沿った施設の改修と自由度の高い施設運営を行うものです。

・事業の期間

施設改修後10年間の運営権を設定します。（延長オプション有り）

事業者募集の概要

・事業内容

事業者の自由な発想による提案を求めます。利活用にあたっては広く市民が利用できる用途としますが、プールの存続は条件としません。

・施設改修費

施設の改修は事業者が自ら行うこととしますが、施設整備のための費用は2億6,500万円（消費税込み）を上限とし10年に分け平準化した上で、市が負担します。市の負担額は、事業者の提案により決定します。

・運営権対価

年額0円以上を下限値として事業者の提案により運営権対価の額を決定します。ただし、運営開始から3年目の年度末までは免除します。

・事業者の募集

公募型プロポーザル方式により実施します。



ガラスハウス全景



ガラスハウス内部

事業のスケジュール（予定）

実施方針の公表及び意見聴取	令和3年3月下旬
特定事業の選定	令和3年4月中旬
募集要項の公表（質問の受付）	令和3年4月中旬
提案書の締切り	令和3年6月上旬
提案の審査	令和3年6月中旬
基本協定の締結	令和3年6月下旬
実施契約の締結	令和3年9月頃
施設の改修	令和3年10月～